

## 自立支援医療（精神通院）制度について

精神科に通院する方へ、当院は治療にかかった医療費の一部が助成される、「自立支援医療制度」に対応しています。制度の適用を受けることで当院にて治療にかかった費用が、原則1割負担になります。（従来3割負担）不明な点等ございましたら、受付までお問い合わせください。

### 対象者

精神科の病気があり、継続して通院が必要な方。

※ 適用される病名には一定の基準があり、医師の診断書が必要です。

### 手続きの流れ

- ① 医師にご相談ください。
- ② 申請書をお渡しいたしますので、ご記入ください。
- ③ 医師の診断書とともに、お住まいの市町村にご提出ください。  
（当院が代行して提出することもできます。）  
承認されるまで2～3か月程度かかります。
- ④ 承認されると「受給者証」が発行され、当院に届きます。（大阪府の場合）

### 手続きに必要なもの

印鑑、保険証、診断書料

（すでに自立支援制度を利用している方は）受給者証

### 有効期間

1年間です。

継続して制度を受ける場合は、更新手続きが必要です（有効期限の3ヶ月前より受付）。

### 負担額について

会計は原則、医療費の1割負担となりますが、お住まいの市町村や健康保険の種類によって変わります。また、受診者の世帯所得や疾病などに応じて、ひと月の負担額に上限が設けられています。

### ご注意ください

- ① 制度の申請をしても、審査の結果、承認されないことがあります。
- ② 制度を利用できる医療機関は1か所、薬局は2か所です。（大阪府の場合）
- ③ 申請時に登録していない医療機関や薬局では制度を利用できません。